

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	シップヘルスケアホールディングス株式会社
【英訳名】	SHIP HEALTHCARE HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古川 國久
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市春日3丁目20番8号
【電話番号】	06-6369-0130
【事務連絡者氏名】	グリーンホスピタルサプライ株式会社 専務取締役管理本部長 小川 宏隆
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市春日3丁目20番8号
【電話番号】	06-6369-0130
【事務連絡者氏名】	グリーンホスピタルサプライ株式会社 専務取締役管理本部長 小川 宏隆
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	13,866,000,000円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、組織再編対象会社であるグリーンホスピタルサプライ株式会社(以下、「GHS」といいます。)の平成21年3月31日現在の貸借対照表に基づいて算出した承継純資産額の見込額を記載しております。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年6月26日に開催された当社及び組織再編成対象会社であるGHSの定時株主総会において吸収分割契約が承認されたこと及び平成21年6月29日付でGHSの有価証券報告書が提出されたこと等に伴い、平成21年6月10日付で提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

- 1 組織再編成の目的等
 - 1 吸収分割の目的及び理由
 - 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
 - (1) 提出会社の企業集団の概要
提出会社の企業集団の概要
- 6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- 7 組織再編成に関する手続
 - 1 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
 - (1) 書類の種類及びその概要
 - 2 組織再編に係る手続の方法及び日程
 - 3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

- 第4 提出会社の状況
 - 5 役員の状況

第六部 組織再編成対象会社情報

- 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項
 - (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	900株	当社の発行する全部の株式の内容として、当社が発行する株式を譲渡又は取得するには、取締役会の承認が必要とする旨を定款に定めております。また、定款には単元株式数に関する定めはありません。

(注) 普通株式は平成21年5月15日(金)に開催された当社の吸収分割契約書承認にかかる取締役会決議及び平成21年6月26日(金)開催予定の当社及びGHSの吸収分割契約書承認にかかる定時株主総会決議に基づいて発行する予定です。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	900株	当社の発行する全部の株式の内容として、当社が発行する株式を譲渡又は取得するには、取締役会の承認が必要とする旨を定款に定めております。また、定款には単元株式数に関する定めはありません。

(注) 普通株式は平成21年5月15日(金)に開催された当社の吸収分割契約書承認にかかる取締役会決議及び平成21年6月26日(金)開催の当社及びGHSの吸収分割契約書承認にかかる定時株主総会決議に基づいて発行する予定です。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

吸収分割によることとします。

- (注) 1 上記吸収分割は、当社及びGHSが、平成21年6月26日開催予定の定時株主総会による承認を条件に、平成21年10月1日(予定)を効力発生日として、当社に、GHSのトータルパックシステム事業、メディカルサプライ事業、ヘルスケア事業、調剤薬局事業及びその他事業を承継させる吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます。)です。
- 2 当社は、本件吸収分割に際し、普通株式900株を発行し、そのすべてをGHSに割当て交付いたします。発行価額の総額は、本届出書提出日現在未定ですが、GHSの平成21年3月31日現在の貸借対照表に基づき承継純資産額は13,866,000,000円と見込んでおります。なお、本件吸収分割により増加する資本金はございません。

(訂正後)

吸収分割によることとします。

- (注) 1 上記吸収分割は、当社及びGHSが、平成21年6月26日開催の定時株主総会による承認を条件に、平成21年10月1日(予定)を効力発生日として、当社に、GHSのトータルパックシステム事業、メディカルサプライ事業、ヘルスケア事業、調剤薬局事業及びその他事業を承継させる吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます。)です。
- 2 当社は、本件吸収分割に際し、普通株式900株を発行し、そのすべてをGHSに割当て交付いたします。発行価額の総額は、本届出書提出日現在未定ですが、GHSの平成21年3月31日現在の貸借対照表に基づき承継純資産額は13,866,000,000円と見込んでおります。なお、本件吸収分割により増加する資本金はございません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 吸収分割の目的及び理由

(訂正前)

GHSグループは、平成4年に創業以来、先端大型医療機器から日常的に消費する診療材料に至るまで広範囲の商品を一括供給する「トータルパックシステム」を構築し、業界改革時代の商流変革を先取りする効率的経営を追求してまいりました。

一方で、現在の医療業界を取り巻く環境変化は、特にここ数年激変しており、診療報酬・薬価の改定、医師・看護師不足、医療費の包括化、IT投資、官公立病院改革、情報開示の促進による訴訟リスクや安全管理コストの上昇など、病院経営環境を非常に厳しくしております。また、医療は国民生活を支える重要な社会基盤であり、今後の超高齢化社会の進展とともにその市場規模が拡大の一途を辿ることは確実であります。

このような背景から、この難局を乗り越え更なる成長の基礎とするため、平成20年4月30日に中期経営計画を策定し、具体的施策のひとつとしてグループ企業の統合再編と連結経営の強化を掲げておりますが、より強固かつ連携のとれたグループ経営を遂行することを企図し、持株会社体制へと移行することを決議いたしました。

なお、今回の持株会社体制への移行完了後も、GHSグループは引き続き連結経営体制強化を大目標に掲げ、グループ企業の全体企業価値最適化にふさわしい事業セグメントの見直しと、連結管理体制の構築を行うとともに、持株会社を中心とする新体制の構築を検討し、グループ全体の戦略的マネジメント機能の強化とグループ経営におけるガバナンス体制の強化を図る方策の検討を行います。

上記の目的を達成する一環として、GHS及び当社は、平成21年5月15日開催の両社の取締役会において、平成21年6月26日に予定されている両社の定時株主総会での承認を条件に、平成21年10月1日を効力発生日として、GHSのトータルパックシステム事業、メディカルサプライ事業、ヘルスケア事業、調剤薬局事業及びその他事業を当社に承継させる吸収分割を行うことを決議いたしました。

(訂正後)

G H Sグループは、平成4年に創業以来、先端大型医療機器から日常的に消費する診療材料に至るまで広範囲の商品を一括供給する「トータルパックシステム」を構築し、業界改革時代の商流変革を先取りする効率的経営を追求してまいりました。

一方で、現在の医療業界を取り巻く環境変化は、特にここ数年激変しており、診療報酬・薬価の改定、医師・看護師不足、医療費の包括化、I T投資、官公立病院改革、情報開示の促進による訴訟リスクや安全管理コストの上昇など、病院経営環境を非常に厳しくしております。また、医療は国民生活を支える重要な社会基盤であり、今後の超高齢化社会の進展とともにその市場規模が拡大の一途を辿ることは確実であります。

このような背景から、この難局を乗り越え更なる成長の基礎とするため、平成20年4月30日に中期経営計画を策定し、具体的施策のひとつとしてグループ企業の統合再編と連結経営の強化を掲げておりますが、より強固かつ連携のとれたグループ経営を遂行することを企図し、持株会社体制へと移行することを決議いたしました。

なお、今回の持株会社体制への移行完了後も、G H Sグループは引き続き連結経営体制強化を大目標に掲げ、グループ企業の全体企業価値最適化にふさわしい事業セグメントの見直しと、連結管理体制の構築を行うとともに、持株会社を中心とする新体制の構築を検討し、グループ全体の戦略的マネジメント機能の強化とグループ経営におけるガバナンス体制の強化を図る方策の検討を行います。

上記の目的を達成する一環として、G H S及び当社は、平成21年5月15日開催の両社の取締役会、並びに平成21年6月26日に開催された両社の定時株主総会において、平成21年10月1日を効力発生日として、G H Sのトータルパックシステム事業、メディカルサプライ事業、ヘルスケア事業、調剤薬局事業及びその他事業を当社に承継させる吸収分割を行うことを決議いたしました。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

a 連結子会社

平成21年10月1日(会社分割効力発生予定日)現在

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(略)					
セイコーメディカル株式会社 (注)3	和歌山県和歌山市	30,000	トータルバックシステム事業 メディカルサプライ事業	100.0	役員の兼任3名 当社が商品の仕入を行っております。 当社が商品を販売しております。 当社が業務受託しております。 当社が債務保証しております。
(略)					
グリーンライフ株式会社	大阪府吹田市	424,550	ヘルスケア事業	100.0	役員の兼任7名 当社が商品を販売しております。 当社が事務所を賃貸しております。 当社が業務受託しております。 当社が金銭の貸付を行っております。 当社が債務保証しております。
(略)					
株式会社北大阪地所	大阪府吹田市	10,000	トータルバックシステム事業	100.0	役員の兼任3名 当社が金銭の貸付を行っております。 当社が債務保証しております。
(略)					
アイネット・システムズ株式会社(注)4	大阪市中央区	314,861	トータルバックシステム事業	84.4	役員の兼任1名 当社が商品の仕入を行っております。 当社が金銭の貸付を行っております。 当社が事務所を賃貸しております。 当社が業務委託しております。
(略)					

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有[被所有]割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3 特定子会社であります。

4 債務超過会社で、債務超過の額は平成21年3月時点で2,078,601千円となっております。

5 GHSとの本件吸収分割後の企業集団の構成を記載しております。

(訂正後)

a 連結子会社

平成21年10月1日(会社分割効力発生予定日)現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(略)					
セイコーメディカル 株式会社	和歌山県和歌山 市	30,000	トータルバック システム事業 メディカルサブ ライ事業 その他事業	100.0	役員の兼任3名 当社が商品の仕入を 行っております。 当社が商品を販売し ております。 当社が業務受託して おります。 当社が債務保証して おります。
(略)					
グリーンライフ株式 会社	大阪府吹田市	424,550	ヘルスケア事業	100.0	役員の兼任7名 当社が商品を販売し ております。 当社が事務所を賃貸 しております。 当社が業務受託して おります。 当社が金銭の貸付を 行っております。 当社が債務保証して おります。 当社が余剰資金を預 かっております。
(略)					
株式会社北大阪地所	大阪府吹田市	10,000	トータルバック システム事業	100.0	役員の兼任3名 当社が金銭の貸付を 行っております。 当社が債務保証して おります。 当社が余剰資金を預 かっております。
(略)					
アイネット・システ ムズ株式会社(注)3	大阪市中央区	314,861	トータルバック システム事業	84.4	役員の兼任1名 当社が商品の仕入を 行っております。 当社が金銭の貸付を 行っております。 当社が事務所を賃貸 しております。 当社が業務委託して おります。
(略)					

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2 議決権の所有[被所有]割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3 債務超過会社で、債務超過の額は平成21年3月時点で2,078,601千円となっております。
4 GHSとの本件吸収分割後の企業集団の構成を記載しております。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

1．株式買取請求権の行使方法について

本件吸収分割に関して、分割会社であるG H Sの株主が、その有するG H Sの株式につき、会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年6月26日に開催が予定されている本件吸収分割に関するG H Sの定時株主総会に先立ち、本件吸収分割に反対する旨をG H Sに対し通知し、かつ当該定時株主総会において本件吸収分割に反対する旨の議決権行使を行い、本件吸収分割の効力発生日(平成21年10月1日)の20日前から効力発生日の前日までの間にその株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2．議決権の行使方法について

議決権の行使方法は、平成21年6月26日に開催予定のG H Sの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法、又は書面によって議決権を行使する方法が利用可能です。株主総会に直接ご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことも可能です。(ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となります。)

また、書面によって議決権を行使する場合には、当該定時株主総会に関する株主総会参考書類に同封されている議決権行使書用紙に賛否を表示し、G H Sに平成21年6月25日午後5時30分までに到着するよう返送することが必要となります。

3．<略>

4．<略>

(訂正後)

1．株式買取請求権の行使方法について

本件吸収分割に関して、分割会社であるG H Sの株主が、その有するG H Sの株式につき、会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年6月26日に開催された本件吸収分割に関するG H Sの定時株主総会に先立ち、本件吸収分割に反対する旨をG H Sに対し通知し、かつ当該定時株主総会において本件吸収分割に反対する旨の議決権行使を行い、本件吸収分割の効力発生日(平成21年10月1日)の20日前から効力発生日の前日までの間にその株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2．議決権の行使方法について

議決権の行使方法は、平成21年6月26日に開催のG H Sの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法、又は書面によって議決権を行使する方法が利用可能です。株主総会に直接ご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことも可能です。(ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となります。)

また、書面によって議決権を行使する場合には、当該定時株主総会に関する株主総会参考書類に同封されている議決権行使書用紙に賛否を表示し、G H Sに平成21年6月25日午後5時30分までに到着するよう返送することが必要となります。

3．<略>

4．<略>

7 【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(1) 書類の種類及びその概要

(訂正前)

G H S は、本件吸収分割に関し、会社法第782条第 1 項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書面を、平成21年 6 月11日より、G H S の本店に備え置くことといたします。

< 略 >

当社は、本件吸収分割に関し、会社法第794条第 1 項及び会社法施行規則第192条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書面を、平成21年 6 月11日より、当社の本店に備え置くことといたします。

< 略 >

(1) 書類の種類及びその概要

(訂正後)

G H S は、本件吸収分割に関し、会社法第782条第 1 項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書面を、平成21年 6 月11日より、G H S の本店に備え置いております。

< 略 >

当社は、本件吸収分割に関し、会社法第794条第 1 項及び会社法施行規則第192条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書面を、平成21年 6 月11日より、当社の本店に備え置いております。

< 略 >

2．組織再編に係る手続きの方法及び日程

(訂正前)

平成21年 5 月15日(金)	吸収分割契約書承認取締役会(当社、G H S)
平成21年 5 月15日(金)	吸収分割契約書締結(当社、G H S)
平成21年 6 月26日(金)(予定)	吸収分割契約書承認定時株主総会(当社、G H S)
平成21年10月 1 日(木)(予定)	吸収分割の効力発生日

(訂正後)

平成21年 5 月15日(金)	吸収分割契約書承認取締役会(当社、G H S)
平成21年 5 月15日(金)	吸収分割契約書締結(当社、G H S)
平成21年 6 月26日(金)	吸収分割契約書承認定時株主総会(当社、G H S)
平成21年10月 1 日(木)(予定)	吸収分割の効力発生日

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(訂正前)

本件吸収分割に関して、分割会社であるGHSの株主が、その有するGHSの株式につき、会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年6月26日に開催が予定されている本件吸収分割に関するGHSの定時株主総会に先立ち、本件吸収分割に反対する旨をGHSに対し通知し、かつ当該定時株主総会において本件吸収分割に反対する旨の議決権行使を行い、本件吸収分割の効力発生日(平成21年10月1日)の20日前から効力発生日の前日までの間にその株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

また、分割会社であるGHSは、GHSの従業員並びにその子会社の役員及び従業員を対象に新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱いについては、本件吸収分割によって変更はありません。よって、当該新株予約権の新株予約権者は、本件吸収分割に際して会社法第787条に定める新株予約権の買取請求権を行使することはできません。なお、GHSは、新株予約権付社債を発行していません。

(訂正後)

本件吸収分割に関して、分割会社であるGHSの株主が、その有するGHSの株式につき、会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年6月26日に開催された本件吸収分割に関するGHSの定時株主総会に先立ち、本件吸収分割に反対する旨をGHSに対し通知し、かつ当該定時株主総会において本件吸収分割に反対する旨の議決権行使を行い、本件吸収分割の効力発生日(平成21年10月1日)の20日前から効力発生日の前日までの間にその株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

また、分割会社であるGHSは、GHSの従業員並びにその子会社の役員及び従業員を対象に新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱いについては、本件吸収分割によって変更はありません。よって、当該新株予約権の新株予約権者は、本件吸収分割に際して会社法第787条に定める新株予約権の買取請求権を行使することはできません。なお、GHSは、新株予約権付社債を発行していません。

第2 【統合財務情報】

(訂正前)

< 略 >

分割会社であるGHSの最近連結会計年度に係る主要な経営指標等は、以下のとおりです。

回次		第17期
決算年月		平成21年3月
売上高	(千円)	118,604,213
経常利益	(千円)	3,761,146
当期純利益	(千円)	2,053,519
純資産額	(千円)	23,534,691
総資産額	(千円)	101,573,064
1株当たり純資産額	(円)	52,693.35
1株当たり当期純利益金額	(円)	6,148.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	
自己資本比率	(%)	17.3
自己資本利益率	(%)	12.4
株価収益率	(倍)	6.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	5,133,274
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	8,596,339
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	12,236,516
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	8,793,971

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成21年3月期の経営指標等については、監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載となります。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成21年3月期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(訂正後)

< 略 >

分割会社であるGHSの最近連結会計年度に係る主要な経営指標等は、以下のとおりです。

回次		第17期
決算年月		平成21年3月
売上高	(千円)	118,604,213
経常利益	(千円)	3,761,146
当期純利益	(千円)	2,053,519
純資産額	(千円)	23,534,691
総資産額	(千円)	101,573,064
1株当たり純資産額	(円)	52,693.35
1株当たり当期純利益金額	(円)	6,148.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	
自己資本比率	(%)	17.3
自己資本利益率	(%)	12.4
株価収益率	(倍)	<u>6.0</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	5,133,274
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	8,596,339
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	12,236,516
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	8,793,971

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成21年3月期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第三部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

5 【役員の状況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(略)						
取締役		小川 宏 隆	昭和33年 1月14日生	平成 4年11月 グリーンホスピタルサプライ株式会社(現 グリーンホスピタルサプライ株式会社に吸収合併)入社、取締役 平成 5年 1月 株式会社シップコーポレーション(現 グリーンホスピタルサプライ株式会社)入社、取締役コンサルタント部長 平成14年 4月 株式会社シップコーポレーション代表取締役社長(現任) 平成19年 1月 株式会社セントラルユニ取締役(現任) 平成21年 4月 グリーンホスピタルサプライ株式会社専務取締役管理本部長兼情報システム本部長(現任) 平成21年 5月 当社取締役(現任)	1年	
(略)						

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(略)						
取締役		小川 宏 隆	昭和33年 1月14日生	平成 4年11月 グリーンホスピタルサプライ株式会社(現 グリーンホスピタルサプライ株式会社に吸収合併)入社、取締役 平成 5年 1月 株式会社シップコーポレーション(現 グリーンホスピタルサプライ株式会社)入社、取締役コンサルタント部長 平成14年 4月 株式会社シップコーポレーション代表取締役社長(現任) 平成19年 1月 株式会社セントラルユニ取締役(現任) 平成21年 4月 グリーンホスピタルサプライ株式会社専務取締役管理本部長兼情報システム統括部長(現任) 平成21年 5月 当社取締役(現任)	1年	
(略)						

第六部 【組織再編成対象会社情報】

第 1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) 平成20年6月26日関東財務局長
に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期 第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) 平成20年8月13日
関東財務局長に提出

事業年度 第17期 第2四半期(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) 平成20年11月14日
関東財務局長に提出

事業年度 第17期 第3四半期(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) 平成21年2月13日
関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成21年6月10日)までに、

- イ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を平成20年8月8日に関東財務局長に提出
- ロ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を平成20年10月31日に関東財務局長に提出
- ハ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を平成21年2月13日に関東財務局長に提出
- ニ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を平成21年4月30日に関東財務局長に提出
- ホ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第7号の規定に基づき、臨時報告書を平成21年5月15日に関東財務局長に提出
- ヘ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成21年5月20日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

- イ) 訂正報告書(平成20年8月13日付第1四半期報告書の訂正報告書)を平成20年11月11日に
関東財務局長に提出
- ロ) 訂正報告書(平成20年8月8日付臨時報告書の訂正報告書)を平成21年2月16日に関東財
務局長に提出
- ハ) 訂正報告書(平成21年2月13日付臨時報告書の訂正報告書)を平成21年2月16日に関東財
務局長に提出

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 平成21年6月29日関東財務局長
に提出